

令和3年5月27日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 協議会日程
- 2 協議員等名簿
- 3 協議問題
- 4 民事局長説明
- 5 家庭局長説明
- 6 令和2年度調停事件統計資料
- 7 民事調停委員の技能向上に係る取組
- 8 家事調停委員に対するアンケート結果

調停委員協議会日程

| 時刻 | 項目 |
|-------|---------------------------------|
| 13:30 | 開会告知 事務総長挨拶 |
| 13:35 | 協議（民事調停関係） |
| ↓ | 調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策等について |
| 14:50 | 休憩 |
| ↓ | |
| 15:05 | 協議（家事調停関係） |
| ↓ | 今後の調停運営の在り方について |
| 16:55 | 閉会告知 |

令和3年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

| | | |
|-----------|--------|---------|
| 東京地方裁判所 | 民事調停委員 | 中 村 正 明 |
| 東京家庭裁判所 | 家事調停委員 | 小 寺 茂 樹 |
| 横浜地方裁判所 | 民事調停委員 | 延 命 政 之 |
| 横浜家庭裁判所 | 家事調停委員 | 大 鳴 正 寿 |
| さいたま地方裁判所 | 民事調停委員 | 荒 木 直 人 |
| さいたま家庭裁判所 | 家事調停委員 | 岩 下 保 |
| 千葉地方裁判所 | 民事調停委員 | 佐々木 修 陽 |
| 千葉家庭裁判所 | 家事調停委員 | 曾根田 満 |
| 大阪地方裁判所 | 民事調停委員 | 田 川 直 之 |
| 大阪家庭裁判所 | 家事調停委員 | 市 橋 良 子 |
| 京都地方裁判所 | 民事調停委員 | 吉 田 誠 司 |
| 京都家庭裁判所 | 家事調停委員 | 澤 田 孝 |
| 神戸地方裁判所 | 民事調停委員 | 白 井 俊 美 |
| 神戸家庭裁判所 | 家事調停委員 | 河 合 英 樹 |
| 名古屋地方裁判所 | 民事調停委員 | 安 井 信 久 |
| 名古屋家庭裁判所 | 家事調停委員 | 今 村 憲 治 |
| 広島地方裁判所 | 民事調停委員 | 小 西 秀 宣 |
| 広島家庭裁判所 | 家事調停委員 | 飯 岡 久 美 |
| 福岡地方裁判所 | 民事調停委員 | 木 村 元 昭 |
| 福岡家庭裁判所 | 家事調停委員 | 永 松 健 幹 |
| 仙台地方裁判所 | 民事調停委員 | 宮 部 剛 |
| 仙台家庭裁判所 | 家事調停委員 | 鈴 木 由 美 |
| 札幌地方裁判所 | 民事調停委員 | 神 谷 奈保子 |

札幌家庭裁判所 家事調停委員 浅水 正

高松地方裁判所 民事調停委員 宮崎 浩二

高松家庭裁判所 家事調停委員 鎌倉 克英

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長 中村 慎

最高裁判所事務総局民事局長 門田 友昌

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋 あさみ

最高裁判所事務総局民事局第二課長 渡邊 達之輔

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸苅 左近

3 参列員（裁判所）

東京地方裁判所部総括判事 田中 一彦

東京家庭裁判所家事次席家庭裁判所調査官

鎌田 耕一

池田 雅一

梅村 哲也

小池 覚子

河野 文孝

4 参列員（日本調停協会連合会）

日本調停協会連合会理事長 土屋 文男

日本調停協会連合会副理事長 江口 十三郎

日本調停協会連合会副理事長 大澤 英雄

令和 3 年度調停委員協議会協議問題

1 民事調停関係

(協議問題)

審理期間の長期化傾向及び成立率の減少傾向といった民事調停が直面している課題の原因は、どのような点にあると考えられるか。その原因を踏まえると、当事者から必要な情報を聴取することや当事者等を調整、説得する役割を担う調停委員は、充実した調停運営を実現するために、どのような技能を、どのような方策により習得すべきか。

(出題理由)

(1) 民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決といった様々な利点を有する紛争解決手段として機能してきた。このような役割を今後も全うしていくためには、法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員によって構成される調停委員会が、多様な専門性を有するという構成の特徴を生かしつつ、充実した調停運営を行い、合理的な審理期間で当事者にとって納得度の高い紛争解決を図ることが求められる。しかしながら、近時の民事調停事件は、新受事件数の緩やかな減少傾向が継続している中で、審理期間の長期化傾向や成立率の減少傾向が見受けられる。その原因是、どのようなところにあると考えられるか。

(2) より良い調停運営を実現するためには、こうした原因分析に基づいて、必要な技能を習得し、向上させ続けていくことが重要である。令和元年度の調停委員協議会においては、効果的なオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の在り方や従前の各種研修等の問題点、改善策についての実情や各庁の工夫例等を中心に議論が展開された。また、令和 2 年度においては、新型コロナウィルス感染症の影響により、調停委員協議会及び調停運営協議会を中止せざるを得

ながったが、その代替措置として実施した研修をテーマとした各地の調停委員に対するアンケート結果を分析すると、調停委員の研修に関する課題としては、研修の企画立案に関するもの及び裁判所と調停協会が主催する各種研修の連携に関するものが考えられることが明らかとなった。

(3) そこで、令和3年度の調停委員協議会においては、民事調停事件が直面している課題の原因がどのような点にあるかについて協議した上で、それも踏まえて調停委員が必要とする技能について認識を共有し、その技能の向上を図っていくための方策、具体的には、前記アンケート結果を踏まえた研修の在り方を中心とした協議を行い、これと両輪の関係にあるOJTについても協議することとした。

以上を踏まえた具体的な協議事項は、別紙第1のとおりである。

2 家事調停関係

(協議問題)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、各府においては、今後の調停運営の在り方について、現状の調停運営を当然のものとすることなく、調停の本質・利点に立ち返った上で根本から見直し、今の時代や利用者のニーズに即したより良いものに改善していくことを目指して、検討と実践が積み重ねられているところである（以下「本取組」という。）。そこで、本協議会では、調停委員の主たる役割である事情聴取・調整を切り口として、調停の本質・利点を維持しつつ、利用者のニーズを反映した、より合理的かつ充実した調停運営を実現するために調停委員が果たすべき役割について協議したい。

(出題理由)

(1) 本取組については、本年1月から2月にかけて高裁単位で実施された家事事件担当裁判官等協議会においても協議事項として採り上げられ、各府における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服

策の実践例等が共有されたところである。この協議の中でも、本取組の円滑かつ実効的な実践のためには、調停のフロントラインに立ち実際に調停運営を行う調停委員との協働が不可欠であるとともに、本取組の効果や課題についての調停委員の意見や受け止めを共有することは、検討を深化させ本取組の実践を本格化していく上で重要な契機となるとの指摘がなされた。

(2) そこで、本協議会においては、新たな調停運営の在り方の検討について、調停委員が主たる役割を担う事情聴取・調整の側面を中心に、まずは、本取組についての調停委員の視点からの率直な受け止めを伺いたい。また、調停の本質・利点や利用者のニーズ、調停の基本的価値として挙げられることの多い「傾聴」の目的や意義について、調停のフロントラインに立つ調停委員ならではの視点も踏まえて意見交換を行い、調停運営について、何を変え、何を守るべきか、また、調停の基本的価値を損なうことなく、合理的かつ充実した事情聴取・調整を実現するために調停委員が果たすべき役割等について協議したい。さらに、的確かつ効果的な事情聴取・調整を行うための各庁における様々な方策・工夫を紹介してもらい、かかる方策・工夫の効果や課題等についての、調停委員から見た当事者の受け止めも含めた率直な意見を伺いたい。

以上を踏まえた具体的な協議事項は、別紙第2のとおりである。

(別紙第1)

民事調停関係協議事項

協議事項 調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策等について

第1 調停委員に求められる技能について（20分）

- 1 近時の民事調停の課題として、審理期間の長期化傾向及び成立率の減少傾向が見受けられるが、その原因は何か。事件の内容や当事者等について感じられる変化はあるか。
- 2 民事調停の課題を踏まえて、調停委員に求められる技能はどのようなものか。特に経験の浅い調停委員が向上させるべき技能はどのようなものか。

第2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について（35分）

- 1 調停委員として技能向上にも意識を向けつつ、日常の執務に当たることができているか。
- 2 経験の浅い調停委員に対する、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）に際し、経験のある調停委員にはどのような役割が期待されているか。
- 3 研修の企画・実施に関する実践例及び望まれる工夫例としてどのようなものがあるか。
 - 研修テーマの選定方法について
 - 研修参加者の固定化を防ぎ、幅広い参加者を確保する方法について
 - 効果が高い研修手法の実践例及び望まれる工夫例について
- 4 裁判所と調停協会の連携について、どのような手法が望ましいか。
- 5 その他

※ かつて内は、各事項に係る協議時間の目安である。

(別紙第2)

家事調停関係協議事項

協議事項 今後の調停運営の在り方について

第1 コロナ禍を一つの契機とした調停運営の在り方の変化とそれに対する調停委員としての受け止めについて（25分）

- 1 所属庁における期日の持ち方や所要時間、事情聴取・調整を中心とした調停手続の進め方等、調停運営の在り方は本取組を受けて具体的にどのように変化したか。
- 2 1の具体的な変化等を踏まえ、調停委員として本取組についてどのように感じているか、裁判所側からの本取組についての説明の内容やそれに対する調停委員としての受け止め、本取組に対する率直な感想や考え。

第2 調停の本質・利点や利用者のニーズについて（30分）

- 1 調停のフロントラインに立つ調停委員として、調停の本質や利点とはどのようなものであると考えるか。
- 2 調停の利用者が調停手続に期待しているもの（ニーズ）はどのようなものであると考えるか。また、利用者のニーズは、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含めて、時代や社会情勢等により変化していると感じるか。変化があると感じる場合には、どのように変化していると感じるか。
- 3 1及び2で挙げられた様々な調停の本質・利点や利用者のニーズについて、それらをどのように整理し、具体的な実践に反映させるか。

第3 調停の本質・利点や利用者のニーズを踏まえた合理的かつ充実した事情聴取・調整の在り方、課題、克服策等について（45分）

- 1 事情聴取・調整の場面において、「傾聴」が重要な要素として挙げられることが多いと思われるが、「傾聴」の意義や目的は何であると考えるか。

- 2 1の意義や目的に照らして、調停手続での「傾聴」とは具体的には何をすることであると考えるか。
- 3 調停の基本的価値を損なうことなく、事情聴取や調整の焦点を的確に定め、合理的かつ充実した事情聴取・調整を行うために調停委員が果たすべき役割はどのようなものか。
- 4 各庁でなされている、的確で効果的な事情聴取・調整の実現のための具体的な取組について、当事者の受け止めも含め、調停委員から見た効果・課題や考えられる当該課題の克服策。

※ かっこ内は、各事項に係る協議時間の目安である。

民事局長説明

1 民事調停事件の概況について

令和2年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり3万0723件となっている。全国の民事調停事件の新受件数は、平成24年以降、特定調停事件については一時的に増加傾向に転じた時期もあったが、全体として、緩やかな減少傾向を示している。次に、事件処理の状況については、同資料第8表のとおりであり、令和2年の既済事件総数のうち、調停成立が約28パーセント、調停に代わる決定が約30パーセントとなっており、同資料第10表記載のとおり平均審理期間の長期化傾向という気掛かりな要素もあるものの、多くの事件において実質的な紛争解決が図られていることがうかがわれる。これは、本日御出席の皆様を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力の賜であり、また、新型コロナウイルス感染症との忍耐を強いられる戦いが続く中、感染防止対策を適切に講じながら安定的に調停事件を処理できているのも、調停委員の皆様による様々な形での御協力があつてこそものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

2 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。これらの利点を活かすために、法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員によって構成される調停委員会が、多様な専門性を有するという構成の特徴を生かしつつ、充実した調停運営を行い、合理的な審理期間で、当事者にとって納得度の高い紛争解決を実現していくことは、これからも民事調停が紛争解決手続として選択され、その役割を果たしていくために必要不可欠な営みである。さらに、昨今の社会経済情勢の変化等を反映して、複雑・困難な事件が増えており、国民の期待に応えた役割を果たすために調停の質の向上を図るという観点から、当事者から必要な情

報を聴取することや当事者を調整・説得する役割を担う調停委員において、法律知識も含めて、充実した調停運営を実現するための様々な技能を習得し、向上させ続けていくことが重要である。このような観点から、令和元年度の調停委員協議会及び令和2年度の調停委員協議会の代替措置として実施した調停委員へのアンケートでは、それぞれ、調停委員の技能向上のための方策の一つである研修をテーマとして取り上げ、調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策について、その実情やあい路の検討等を行い、所属庁を通じるなどして調停委員の皆様にもお伝えしてきたところである。

本日の協議会には、各庁において、指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただいている。皆様方には、民事調停事件が直面する課題について認識を共有していただいた上で、調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策について、これまでにお伝えしてきた内容も踏まえ、積極的な意見交換を行っていただきたい。また、各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元するなどして、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、引き続き、御協力いただきたい。

家庭局長説明

1 家事調停事件の概況について

令和2年における家事調停事件の新受件数は、御手元に配布した調停事件統計資料第1表のとおり、令和元年と比べて約5000件減少しているところ、これは新型コロナウイルス感染症の影響による国民の外出自粛や社会経済活動の停滞も一因ではないかと考えられる。

令和2年の家事調停事件の既済件数も、第2表のとおり、約12万4000件と令和元年に比べて約6000件減少しているところ、これも、新型コロナウイルス感染症感染拡大それ自体による影響のほか、とりわけ当初の緊急事態宣言の発出とこれに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。終局区分別にみると、既済件数のうち調停成立が占める割合は約48パーセントであり、ここ10年で初めて50パーセントを下回った。もっとも、令和元年と比較して、「その他」の事由により終局した割合が増えているところ、第18表に照らすと、これは主として調停に代わる審判がされた事件数の増加が原因と考えられる。このようなことからすると、調停成立率の減少は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて、当事者間で実質的な合意に至った事件についても、当事者の出頭負担を軽減する観点から調停に代わる審判を活用するなどしたことも一因となっていることが考えられる。未済件数が昨年8月をピークに順調に減少していることも含め、通常の調停進行がままならない中、調停委員の皆様が紛争解決のために工夫をこらし、限られた期日の中で充実した手続進行に御尽力された賜物と思われる。

第20表の審理期間について見ると、令和2年の既済事件の平均審理期間は7.2か月となっており、令和元年と比較すると0.9か月程度、さらに、10年前である平成23年と比較すると2.4か月程度伸びている。当事者の対立が激しいなど、解決までに時間を要する複雑困難な事件の増加が影響していることに加えて、先述のように新型コロナウイルス感染症感染拡大による期日取消等の影響

があると考えられるが、調停運営の在り方自体にも改善の余地がないか不斷に問い合わせる必要があると考えられる。

2 家事調停の運営について

令和2年は、コロナ禍の影響により、以前のような調停進行ができない中、調停委員の皆様におかれでは大変な御苦労と工夫を重ねられた一年間であったと拝察している。家事調停の運営については、これまでも、家事事件手続法の趣旨に則り、当事者の納得・信頼を得られる調停運営を実現すべく努力が重ねられてきたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、調停運営についても感染拡大防止をも念頭に置いた今までとは異なる工夫が求められる中で、それを一つのきっかけとして、全国の家庭裁判所において、利用者のニーズや調停の本質的な良さを改めて見つめ直して、調停運営をより一層充実・改善させようと様々な取組が行われているものと承知している。この取組は、調停委員の皆様を始めとした関係職種、さらには当事者・手続代理人も含めた調停に関わるすべての者がその趣旨をしっかりと共有してその手続に臨むことで、初めて実現されるものである。その意味で、調停のフロントラインに立ち実際に調停運営を行う調停委員の皆様の本取組に対する期待や懸念など忌憚のない御意見をお伺いし、取組の効果を検証して更に検討・実践を重ねていく上での参考とさせていただくことは、本取組の円滑かつ実効的な実践のために必要不可欠であると考えている。

本日は、こうした観点から、まずは、本取組についての調停委員の皆様の率直な受け止めを伺った上で、調停の本質・利点や利用者のニーズ、調停の基本的価値として挙げられることの多い「傾聴」の目的や意義について意見交換を行い、これらの調停の基本的価値を損なうことなく、限られた時間の中であっても充実した事情聴取・調整を実現するための具体的な調停運営の在り方について、各庁での具体的な工夫例やその課題等の御紹介も交えながら、協議を行いたいと考えている。当事者と直接向き合い、適切妥当な紛争解決のために日々工夫を凝らし御尽力されている調停委員ならではの視点から積極的に御意見を述べていただく

ことを期待している。

令和2年度調停事件統計資料

資料6

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

| 年 | 区分 | 調停新受 総件数 | 民事調停 新受件数 | 家事調停 新受件数 |
|-------|----|-------------|--------------|--------------|
| 平成23年 | | 212,286 | 74,896 | 137,390 |
| 24年 | | 197,664 | 55,862 | 141,802 |
| 25年 | | 187,196 | 47,596 | 139,600 |
| 26年 | | 181,102 | 43,862 | 137,240 |
| 27年 | | 181,641 | 40,760 | 140,881 |
| 28年 | | 179,911 | 39,191 | 140,720 |
| 29年 | | 175,291 | 35,939 | 139,352 |
| 30年 | | 169,850 | 34,019 | 135,831 |
| 令和元年 | | 169,353 | 32,919 | 136,434 |
| 2年 | | 161,743 | 30,723 | 131,020 |

(注) 平成24年までの家事調停新受件数には、高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

| 年 | 区分 | 調停既済 総件数 | 民事調停 既済件数 | 家事調停 既済件数 |
|-------|----|-------------|--------------|--------------|
| 平成23年 | | 214,504 | 78,211 | 136,293 |
| 24年 | | 197,226 | 57,421 | 139,805 |
| 25年 | | 185,069 | 47,436 | 137,633 |
| 26年 | | 181,683 | 44,393 | 137,290 |
| 27年 | | 177,921 | 40,263 | 137,658 |
| 28年 | | 178,417 | 39,635 | 138,782 |
| 29年 | | 173,259 | 35,988 | 137,271 |
| 30年 | | 168,240 | 34,112 | 134,128 |
| 令和元年 | | 163,348 | 32,758 | 130,590 |
| 2年 | | 155,151 | 30,729 | 124,422 |

(注) 平成24年までの家事調停既済件数には、高裁の事件数を含まない。

第3表 全国裁判所調停事件数—事件の種類別(令和2年)

| 種 別 | 新 受 | 既 濟 | 未 濟 |
|-------------------|---------|---------|--------|
| 総 数 | 161,743 | 155,151 | 87,288 |
| 民 事 調 停 総 数 | 30,723 | 30,729 | 10,071 |
| 民 事 一 般 調 停 | 18,214 | 18,107 | 5,098 |
| 商 事 調 停 | 4,014 | 4,013 | 1,514 |
| 宅 地 建 物 調 停 | 3,895 | 3,943 | 1,788 |
| (地 代 借 貸 増 減) | 966 | 1,025 | 564 |
| 農 事 調 停 | 97 | 103 | 39 |
| 鉱 害 調 停 | 0 | 0 | 0 |
| 交 通 調 停 | 2,035 | 2,056 | 920 |
| 公 害 等 調 停 | 47 | 52 | 27 |
| 特 定 調 停 | 2,421 | 2,455 | 685 |
| 家 事 調 停 総 数 | 131,020 | 124,422 | 77,217 |
| 別 表 第 二 調 停 | 79,652 | 75,073 | 49,652 |
| 一 般 調 停 | 48,209 | 46,356 | 26,265 |
| 合 意 に 相 当 す る 審 判 | 3,076 | 2,911 | 1,294 |

(注) 地代借貸増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、
 (家事)一般調停事件、及び合意に相当する審判事件以外の
 事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下、各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を、(地)は地方裁判所を、(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

| (高・地・簡) | | |
|---------|--------|-------|
| 年 | 新受件数 | 指標 |
| 平成23年 | 74,896 | 100.0 |
| 平成24年 | 55,862 | 74.6 |
| 平成25年 | 47,596 | 63.5 |
| 平成26年 | 43,862 | 58.6 |
| 平成27年 | 40,760 | 54.4 |
| 平成28年 | 39,191 | 52.3 |
| 平成29年 | 35,939 | 48.0 |
| 平成30年 | 34,019 | 45.4 |
| 令和元年 | 32,919 | 44.0 |
| 令和2年 | 30,723 | 41.0 |

(注) 指数は、平成23年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

| (高・地・簡) | | | | | | |
|---------|--------------------|------------------------------|-------------------|------------|------------|------------|
| 区分 年 | 第一審訴訟 新受件数 A | 督促手續, 起訴前の和解 新受件数 B | 民事調停 新受件数 C | A+B+C D | C/D (%) | A/D (%) |
| 平成23年 | 737,267 | 332,979 | 74,896 | 1,145,142 | 6.5 | 64.4 |
| 平成24年 | 580,889 | 285,300 | 55,862 | 922,051 | 6.1 | 63.0 |
| 平成25年 | 494,645 | 259,723 | 47,596 | 801,964 | 5.9 | 61.7 |
| 平成26年 | 473,885 | 251,665 | 43,862 | 769,412 | 5.7 | 61.6 |
| 平成27年 | 477,164 | 239,329 | 40,760 | 757,253 | 5.4 | 63.0 |
| 平成28年 | 485,635 | 277,947 | 39,191 | 802,773 | 4.9 | 60.5 |
| 平成29年 | 493,213 | 298,841 | 35,939 | 827,993 | 4.3 | 59.6 |
| 平成30年 | 489,209 | 331,649 | 34,019 | 854,877 | 4.0 | 57.2 |
| 令和元年 | 487,643 | 306,636 | 32,919 | 827,198 | 4.0 | 59.0 |
| 令和2年 | 450,803 | 237,249 | 30,723 | 718,775 | 4.3 | 62.7 |

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

| 種別 年 | 総数 | 一般 | 商事 | 宅地建物 | 地代借賃 | 農事 | 鉱害 | 交通 | 公害等 | 特定 |
|---------|----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 平成23年 | 74,896 | 46,324 | 8,595 | 5,192 | 1,060 | 159 | 2 | 3,157 | 85 | 11,382 |
| | (100.0%) | (61.9%) | (11.5%) | (6.9%) | (1.4%) | (0.2%) | (0.0%) | (4.2%) | (0.1%) | (15.2%) |
| 24年 | 55,862 | 34,642 | 7,228 | 5,018 | 1,007 | 189 | 0 | 3,179 | 92 | 5,514 |
| | (100.0%) | (62.0%) | (12.9%) | (9.0%) | (1.8%) | (0.3%) | (0.0%) | (5.7%) | (0.2%) | (9.9%) |
| 25年 | 47,596 | 29,176 | 6,298 | 4,900 | 899 | 213 | 0 | 3,085 | 75 | 3,849 |
| | (100.0%) | (61.3%) | (13.2%) | (10.3%) | (1.9%) | (0.4%) | (0.0%) | (6.5%) | (0.2%) | (8.1%) |
| 26年 | 43,862 | 26,008 | 6,602 | 4,638 | 851 | 204 | 0 | 2,950 | 89 | 3,371 |
| | (100.0%) | (59.3%) | (15.1%) | (10.6%) | (1.9%) | (0.5%) | (0.0%) | (6.7%) | (0.2%) | (7.7%) |
| 27年 | 40,760 | 23,699 | 6,230 | 4,439 | 885 | 192 | 0 | 3,022 | 100 | 3,078 |
| | (100.0%) | (58.1%) | (15.3%) | (10.9%) | (2.2%) | (0.5%) | (0.0%) | (7.4%) | (0.2%) | (7.6%) |
| 28年 | 39,191 | 22,891 | 5,903 | 4,343 | 917 | 184 | 0 | 2,676 | 104 | 3,090 |
| | (100.0%) | (58.4%) | (15.1%) | (11.1%) | (2.3%) | (0.5%) | (0.0%) | (6.8%) | (0.3%) | (7.9%) |
| 29年 | 35,939 | 20,797 | 5,019 | 4,149 | 907 | 147 | 0 | 2,349 | 84 | 3,394 |
| | (100.0%) | (57.9%) | (14.0%) | (11.5%) | (2.5%) | (0.4%) | (0.0%) | (6.5%) | (0.2%) | (9.4%) |
| 30年 | 34,019 | 19,351 | 4,615 | 4,198 | 1,048 | 128 | 0 | 2,288 | 76 | 3,363 |
| | (100.0%) | (56.9%) | (13.6%) | (12.3%) | (3.1%) | (0.4%) | (0.0%) | (6.7%) | (0.2%) | (9.9%) |
| 令和元年 | 32,919 | 18,395 | 4,716 | 4,469 | 1,257 | 158 | 0 | 2,114 | 75 | 2,992 |
| | (100.0%) | (55.9%) | (14.3%) | (13.6%) | (3.8%) | (0.5%) | (0.0%) | (6.4%) | (0.2%) | (9.1%) |
| 2年 | 30,723 | 18,214 | 4,014 | 3,895 | 966 | 97 | 0 | 2,035 | 47 | 2,421 |
| | (100.0%) | (59.3%) | (13.1%) | (12.7%) | (3.1%) | (0.3%) | (0.0%) | (6.6%) | (0.2%) | (7.9%) |

(注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。

2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

| 種別 年 | 民事調停 事件総数 | 債務の調整に関する調停事件 | | | |
|---------|--------------|---------------|-------|-------|------------------|
| | | うち特定 | うち貸金業 | うち信販 | 合 計 |
| 平成28年 | 35,708 | 3,084 | 1,759 | 1,424 | 6,267 (17.6%) |
| 29年 | 32,704 | 3,368 | 1,307 | 1,220 | 5,895 (18.0%) |
| 30年 | 30,959 | 3,294 | 1,182 | 1,106 | 5,582 (18.0%) |
| 令和元年 | 29,764 | 2,959 | 1,153 | 985 | 5,097 (17.1%) |
| 2年 | 26,390 | 2,403 | 1,086 | 950 | 4,439 (16.8%) |

(注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び民事調停事件として申し立てられた件数である。

2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。

3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数一事件の種類及び終局区分別(令和2年)

| 区分 種別 | 総数 | | 調停成立 | | 調停不成立 | | 調停に代わる決定 | | 取下げ | | その他 | |
|----------|--------|------------|-------|------------|-------|------------|----------|------------|-------|------------|-----|------------|
| | 件数 | 百分比 (%) | 件数 | 百分比 (%) | 件数 | 百分比 (%) | 件数 | 百分比 (%) | 件数 | 百分比 (%) | 件数 | 百分比 (%) |
| 総 数 | 30,668 | 100.0 | 8,497 | 27.7 | 8,499 | 27.7 | 9,169 | 29.9 | 3,708 | 12.1 | 795 | 2.6 |
| 一 般 | 18,049 | 100.0 | 4,674 | 25.9 | 4,927 | 27.3 | 6,199 | 34.3 | 1,843 | 10.2 | 406 | 2.2 |
| 商 事 | 4,012 | 100.0 | 1,191 | 29.7 | 1,136 | 28.3 | 1,053 | 26.2 | 393 | 9.8 | 239 | 6.0 |
| 宅地建物 | 3,943 | 100.0 | 1,428 | 36.2 | 1,595 | 40.5 | 273 | 6.9 | 589 | 14.9 | 58 | 1.5 |
| 農 事 | 103 | 100.0 | 33 | 32.0 | 43 | 41.7 | 7 | 6.8 | 17 | 16.5 | 3 | 2.9 |
| 鉱 害 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 交 通 | 2,054 | 100.0 | 775 | 37.7 | 556 | 27.1 | 350 | 17.0 | 349 | 17.0 | 24 | 1.2 |
| 公 害 等 | 52 | 100.0 | 24 | 46.2 | 23 | 44.2 | 1 | 1.9 | 4 | 7.7 | 0 | - |
| 特 定 | 2,455 | 100.0 | 372 | 15.2 | 219 | 8.9 | 1,286 | 52.4 | 513 | 20.9 | 65 | 2.6 |

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数一終局区分別

| 区分 年 | 総件数 | 調停成立 | | 調停不成立 | | 調停に代わる決定 | | 取下げ | | その他 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) |
| 平成23年 | 78,207 | 19,093 | 24.4 | 13,957 | 17.8 | 35,209 | 45.0 | 8,220 | 10.5 | 1,728 | 2.2 |
| 24年 | 57,415 | 15,656 | 27.3 | 13,822 | 24.1 | 20,223 | 35.2 | 6,624 | 11.5 | 1,090 | 1.9 |
| 25年 | 47,429 | 14,302 | 30.2 | 12,433 | 26.2 | 13,401 | 28.3 | 6,403 | 13.5 | 890 | 1.9 |
| 26年 | 44,385 | 13,697 | 30.9 | 11,807 | 26.6 | 10,862 | 24.5 | 7,175 | 16.2 | 844 | 1.9 |
| 27年 | 40,251 | 13,160 | 32.7 | 10,568 | 26.3 | 9,664 | 24.0 | 5,983 | 14.9 | 876 | 2.2 |
| 28年 | 39,624 | 12,827 | 32.4 | 10,686 | 27.0 | 9,060 | 22.9 | 6,047 | 15.3 | 1,004 | 2.5 |
| 29年 | 35,978 | 11,982 | 33.3 | 9,882 | 27.5 | 8,415 | 23.4 | 4,713 | 13.1 | 986 | 2.7 |
| 30年 | 34,101 | 11,239 | 33.0 | 9,404 | 27.6 | 8,073 | 23.7 | 4,538 | 13.3 | 847 | 2.5 |
| 令和元年 | 32,735 | 10,608 | 32.4 | 9,654 | 29.5 | 7,478 | 22.8 | 4,185 | 12.8 | 810 | 2.5 |
| 2年 | 30,668 | 8,497 | 27.7 | 8,499 | 27.7 | 9,169 | 29.9 | 3,708 | 12.1 | 795 | 2.6 |

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数一審理期間別

| 区分 年 | 総数 | 1月以内 | 2月以内 | 3月以内 | 6月以内 | 1年以内 | 2年以内 | 2年を超える | 平均審理 期間(月) |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------------|
| | | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | |
| 平成28年 | 39,624 | 9,434 | 10,572 | 6,599 | 8,128 | 3,648 | 1,069 | 174 | 3.3 |
| | (100.0%) | (23.8%) | (26.7%) | (16.7%) | (20.5%) | (9.2%) | (2.7%) | (0.4%) | |
| 29年 | 35,978 | 8,323 | 9,376 | 6,031 | 7,509 | 3,417 | 1,141 | 181 | 3.5 |
| | (100.0%) | (23.1%) | (26.1%) | (16.8%) | (20.9%) | (9.5%) | (3.2%) | (0.5%) | |
| 30年 | 34,101 | 7,415 | 8,666 | 5,649 | 7,427 | 3,548 | 1,157 | 239 | 3.7 |
| | (100.0%) | (21.7%) | (25.4%) | (16.6%) | (21.8%) | (10.4%) | (3.4%) | (0.7%) | |
| 令和元年 | 32,735 | 6,692 | 7,797 | 5,611 | 7,491 | 3,685 | 1,194 | 265 | 3.9 |
| | (100.0%) | (20.4%) | (23.8%) | (17.1%) | (22.9%) | (11.3%) | (3.6%) | (0.8%) | |
| 2年 | 30,668 | 8,372 | 4,991 | 4,209 | 7,005 | 4,380 | 1,435 | 276 | 4.2 |
| | (100.0%) | (27.3%) | (16.3%) | (13.7%) | (22.8%) | (14.3%) | (4.7%) | (0.9%) | |

(注) 1 平成28年から令和元年までの欄の下段及び令和2年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和2年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数一実施回数別

(地・簡)

| 区分 年 | 総数 | 実施 しない | 1回 | 2回 | 3回 | 4~5回 | 6~10回 | 11回 以上 | 平均実施 回数 |
|---------|--------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|---------------|------------|
| 平成28年 | 39,624 (100.0%) | 8,493 (21.4%) | 12,171 (30.7%) | 8,242 (20.8%) | 4,578 (11.6%) | 3,717 (9.4%) | 2,005 (5.1%) | 418 (1.1%) | 2.0 |
| 29年 | 35,978 (100.0%) | 7,361 (20.5%) | 11,258 (31.3%) | 7,502 (20.9%) | 4,114 (11.4%) | 3,362 (9.3%) | 1,947 (5.4%) | 434 (1.2%) | 2.1 |
| 30年 | 34,101 (100.0%) | 6,841 (20.1%) | 10,453 (30.7%) | 7,154 (21.0%) | 3,922 (11.5%) | 3,330 (9.8%) | 1,972 (5.8%) | 429 (1.3%) | 2.1 |
| 令和元年 | 32,735 (100.0%) | 6,546 (20.0%) | 9,729 (29.7%) | 7,069 (21.6%) | 3,795 (11.6%) | 3,331 (10.2%) | 1,825 (5.6%) | 440 (1.3%) | 2.1 |
| 2年 | 30,668 (100.0%) | 8,487 (27.7%) | 8,502 (27.7%) | 6,035 (19.7%) | 3,099 (10.1%) | 2,698 (8.8%) | 1,481 (4.8%) | 366 (1.2%) | 1.9 |

(注) 1 平成28年から令和元年までの欄の下段及び令和2年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和2年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数一事件の種類及び審理期間別(令和2年)

(地・簡)

| 区分 種別 | 総数 | 1月以内 | 2月以内 | 3月以内 | 6月以内 | 1年以内 | 2年以内 | 2年を超える | 平均審理 期間 (月) |
|----------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|---------------|-------------------|
| 総 数 | 30,668 (100.0%) | 8,372 (27.3%) | 4,991 (16.3%) | 4,209 (13.7%) | 7,005 (22.8%) | 4,380 (14.3%) | 1,435 (4.7%) | 276 (0.9%) | 4.2 |
| 一 般 | 18,049 (100.0%) | 6,585 (36.5%) | 2,886 (16.0%) | 2,121 (11.8%) | 3,523 (19.5%) | 2,039 (11.3%) | 725 (4.0%) | 170 (0.9%) | 3.7 |
| 商 事 | 4,012 (100.0%) | 933 (23.3%) | 774 (19.3%) | 711 (17.7%) | 832 (20.7%) | 525 (13.1%) | 192 (4.8%) | 45 (1.1%) | 4.2 |
| 宅地建物 | 3,943 (100.0%) | 352 (8.9%) | 514 (13.0%) | 532 (13.5%) | 1,209 (30.7%) | 1,040 (26.4%) | 274 (6.9%) | 22 (0.6%) | 5.8 |
| 農 事 | 103 (100.0%) | 5 (4.9%) | 18 (17.5%) | 14 (13.6%) | 36 (35.0%) | 25 (24.3%) | 4 (3.9%) | 1 (1.0%) | 5.4 |
| 鉱 害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 交 通 | 2,054 (100.0%) | 376 (18.3%) | 184 (9.0%) | 230 (11.2%) | 548 (26.7%) | 500 (24.3%) | 186 (9.1%) | 30 (1.5%) | 6.0 |
| 公 害 等 | 52 (100.0%) | 0 (0.0%) | 5 (9.6%) | 6 (11.5%) | 16 (30.8%) | 17 (32.7%) | 5 (9.6%) | 3 (5.8%) | 8.9 |
| 特 定 | 2,455 (100.0%) | 121 (4.9%) | 610 (24.8%) | 595 (24.2%) | 841 (34.3%) | 234 (9.5%) | 49 (2.0%) | 5 (0.2%) | 3.8 |

(注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

| 区分年 | 総数 | 一般 | 商事 | 宅地建物 | 地代借賃 | 農事 | 鉱害 | 交通 | 公害等 | 特定 |
|-------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|----|--------|----------|--------|
| 平成23年 | 35,209 | 22,389 | 2,871 | 148 | 17 | 3 | 0 | 65 | 0 | 9,733 |
| | 413 | 158 | 24 | 5 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 221 |
| | (1.2%) | (0.7%) | (0.8%) | (3.4%) | (5.9%) | - | - | (7.7%) | - | (2.3%) |
| 24年 | 20,223 | 13,280 | 2,533 | 186 | 12 | 2 | 0 | 72 | 1 | 4,149 |
| | 278 | 124 | 23 | 6 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 123 |
| | (1.4%) | (0.9%) | (0.9%) | (3.2%) | (16.7%) | (0.0%) | - | (2.8%) | - | (3.0%) |
| 25年 | 13,401 | 9,121 | 1,628 | 207 | 12 | 3 | 0 | 95 | 2 | 2,345 |
| | 145 | 78 | 16 | 11 | 3 | 1 | 0 | 7 | 1 | 31 |
| | (1.1%) | (0.9%) | (1.0%) | (5.3%) | (25.0%) | (33.3%) | - | (7.4%) | (50.0%) | (1.3%) |
| 26年 | 10,862 | 6,890 | 1,737 | 196 | 18 | 2 | 0 | 110 | 1 | 1,926 |
| | 164 | 85 | 16 | 17 | 5 | 0 | 0 | 10 | 0 | 36 |
| | (1.5%) | (1.2%) | (0.9%) | (8.7%) | (27.8%) | (0.0%) | - | (9.1%) | (0.0%) | (1.9%) |
| 27年 | 9,664 | 5,847 | 1,667 | 236 | 28 | 1 | 0 | 128 | 1 | 1,784 |
| | 129 | 63 | 14 | 19 | 8 | 0 | 0 | 11 | 1 | 21 |
| | (1.3%) | (1.1%) | (0.8%) | (8.1%) | (28.6%) | (0.0%) | - | (8.6%) | (100.0%) | (1.2%) |
| 28年 | 9,060 | 5,650 | 1,419 | 193 | 40 | 6 | 0 | 110 | 0 | 1,682 |
| | 159 | 86 | 17 | 25 | 18 | 1 | 0 | 7 | 0 | 23 |
| | (1.8%) | (1.5%) | (1.2%) | (13.0%) | (45.0%) | (16.7%) | - | (6.4%) | - | (1.4%) |
| 29年 | 8,415 | 5,477 | 1,058 | 170 | 22 | 4 | 0 | 111 | 0 | 1,595 |
| | 129 | 80 | 12 | 12 | 4 | 0 | 0 | 9 | 0 | 16 |
| | (1.5%) | (1.5%) | (1.1%) | (7.1%) | (18.2%) | (0.0%) | - | (8.1%) | - | (1.0%) |
| 30年 | 8,073 | 5,051 | 905 | 171 | 26 | 1 | 0 | 123 | 0 | 1,822 |
| | 141 | 86 | 13 | 13 | 6 | 0 | 0 | 10 | 0 | 19 |
| | (1.7%) | (1.7%) | (1.4%) | (7.6%) | (23.1%) | (0.0%) | - | (8.1%) | - | (1.0%) |
| 令和元年 | 7,478 | 4,719 | 842 | 227 | 19 | 3 | 0 | 137 | 1 | 1,549 |
| | 132 | 85 | 6 | 13 | 3 | 0 | 0 | 5 | 1 | 22 |
| | (1.8%) | (1.8%) | (0.7%) | (5.7%) | (15.8%) | (0.0%) | - | (3.6%) | - | (1.4%) |
| 2年 | 9,169 | 6,199 | 1,053 | 273 | 32 | 7 | 0 | 350 | 1 | 1,286 |
| | 118 | 74 | 10 | 12 | 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 17 |
| | (1.3%) | (1.2%) | (0.9%) | (4.4%) | (12.5%) | (0.0%) | - | (1.4%) | (0.0%) | (1.3%) |

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

| 区分 年 | 調停 新受件数 | 指 新受件数 | 審判 新受件数 | 指 新受件数 | 人事訴訟 (第一審) 新受件数 | 指 新受件数 |
|---------|------------|-----------|------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 平成23年 | 137,390 | 100.0 | 636,758 | 100.0 | 11,389 | 100.0 |
| 24年 | 141,802 | 103.2 | 672,682 | 105.6 | 11,409 | 100.2 |
| 25年 | 139,600 | 101.6 | 734,231 | 115.3 | 10,594 | 93.0 |
| 26年 | 137,240 | 99.9 | 730,614 | 114.7 | 10,527 | 92.4 |
| 27年 | 140,881 | 102.5 | 784,093 | 123.1 | 10,338 | 90.8 |
| 28年 | 140,720 | 102.4 | 835,721 | 131.2 | 10,004 | 87.8 |
| 29年 | 139,352 | 101.4 | 863,888 | 135.7 | 9,827 | 86.3 |
| 30年 | 135,831 | 98.9 | 883,005 | 138.7 | 9,272 | 81.4 |
| 令和元年 | 136,434 | 99.3 | 907,803 | 142.6 | 9,042 | 79.4 |
| 2年 | 131,020 | 95.4 | 926,834 | 145.6 | 8,568 | 75.2 |

(注) 1 平成24年までの調停及び審判断受件数には、高裁の事件数を含まない。

2 指数は、平成23年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数一事件の種類別

(家)

| 種別 | 年 | 平成28年 | | 29年 | | 30年 | | 令和元年 | | 2年 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----|
| | | 件数 | 指數 | 件数 | 指數 | 件数 | 指數 | 件数 | 指數 | 件数 | 指數 |
| 総数 | 140,640 | 99.9 | 139,274 | 98.9 | 135,784 | 96.4 | 136,359 | 96.8 | 130,937 | 93.1 | |
| 総数 | 80,213 | 101.7 | 81,600 | 103.4 | 80,453 | 102.0 | 81,795 | 103.7 | 79,652 | 99.3 | |
| 夫婦同居・協力扶助 | 123 | 120.6 | 111 | 108.8 | 80 | 78.4 | 75 | 73.5 | 62 | 50.4 | |
| 婚姻費用分担 | 21,383 | 105.5 | 21,761 | 107.3 | 21,659 | 106.9 | 22,619 | 111.6 | 22,648 | 105.9 | |
| 子の監護に関する処分 | 34,811 | 101.6 | 35,216 | 102.8 | 34,866 | 101.8 | 35,251 | 102.9 | 34,481 | 99.1 | |
| うち監護者指定 | 2,167 | 96.9 | 2,271 | 101.5 | 2,327 | 104.0 | 2,431 | 108.7 | 2,244 | 103.6 | |
| うち養育費 | 18,725 | 102.3 | 18,060 | 98.7 | 17,830 | 97.4 | 17,648 | 96.4 | 17,655 | 94.3 | |
| うち面会交流 | 12,341 | 100.6 | 13,166 | 107.4 | 13,010 | 106.1 | 13,534 | 110.4 | 12,929 | 104.8 | |
| うち子の引渡し | 1,522 | 107.9 | 1,636 | 116.0 | 1,611 | 114.3 | 1,576 | 111.8 | 1,578 | 103.7 | |
| 財産分与 | 1,666 | 97.9 | 1,761 | 103.5 | 1,725 | 101.4 | 1,809 | 106.3 | 1,747 | 104.9 | |
| 親権者指定・変更 | 6,710 | 98.9 | 6,145 | 90.6 | 5,908 | 87.1 | 5,930 | 87.4 | 5,521 | 82.3 | |
| 扶養 | 550 | 98.4 | 527 | 94.3 | 497 | 88.9 | 491 | 87.7 | 448 | 81.5 | |
| 遺産分割等 | 12,766 | 98.4 | 14,044 | 108.2 | 13,739 | 105.8 | 13,801 | 106.3 | 12,760 | 100.0 | |
| 寄与分を定める処分 | 692 | 100.1 | 647 | 93.6 | 705 | 102.0 | 574 | 83.1 | 524 | 75.7 | |
| 特別の寄与に関する処分 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 4 | - | 298 | - | |
| 請求すべき按分割合に関する処分 | 1,351 | 98.4 | 1,217 | 88.6 | 1,103 | 80.3 | 1,063 | 77.4 | 987 | 73.1 | |
| その他 | 161 | 82.6 | 171 | 87.7 | 171 | 87.7 | 178 | 91.3 | 176 | 109.3 | |
| 総数 | 56,664 | 97.6 | 54,217 | 93.3 | 51,884 | 89.3 | 51,284 | 88.3 | 48,209 | 85.1 | |
| 婚姻中の夫婦間の事件 | 47,717 | 97.9 | 45,777 | 93.9 | 44,045 | 90.3 | 43,492 | 89.2 | 41,037 | 86.0 | |
| 婚姻外の男女間の事件 | 227 | 72.5 | 250 | 79.9 | 201 | 64.2 | 175 | 55.9 | 142 | 62.6 | |
| 離婚等に基づく慰謝料 | 613 | 93.4 | 588 | 89.6 | 466 | 71.0 | 437 | 66.6 | 396 | 64.6 | |
| 親族間の紛争 | 2,234 | 92.0 | 2,082 | 85.7 | 2,011 | 82.8 | 2,067 | 85.1 | 1,722 | 77.1 | |
| 離縁 | 1,245 | 106.4 | 1,122 | 95.9 | 1,071 | 91.5 | 1,127 | 96.3 | 1,090 | 87.6 | |
| その他 | 4,628 | 97.4 | 4,398 | 92.5 | 4,090 | 86.1 | 3,986 | 83.9 | 3,822 | 82.6 | |
| 総数 | 3,763 | 98.3 | 3,457 | 90.3 | 3,447 | 90.0 | 3,280 | 85.7 | 3,076 | 81.7 | |
| 協議離婚無効・取消し | 407 | 89.6 | 367 | 80.8 | 360 | 79.3 | 411 | 90.5 | 391 | 96.1 | |
| 認知 | 1,448 | 121.5 | 1,368 | 114.9 | 1,391 | 116.7 | 1,406 | 118.0 | 1,377 | 95.1 | |
| 嫡出否認 | 477 | 87.2 | 490 | 89.6 | 507 | 92.7 | 456 | 83.4 | 450 | 94.3 | |
| 親子関係不存在確認 | 916 | 87.9 | 808 | 77.5 | 743 | 71.3 | 622 | 59.7 | 513 | 56.0 | |
| その他 | 515 | 86.8 | 424 | 71.2 | 446 | 75.2 | 385 | 64.9 | 345 | 67.0 | |

(注) 指数は、平成28年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数一終局区別

(家)

| 区分 年 | 総件数 | 調停成立 | | 調停不成立 | | 合意に相当する審判 | | 取下げ | | その他 | |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) | 件数 | 百分比(%) |
| 平成23年 | 136,293 | 70,759 | 51.9 | 25,702 | 18.9 | 2,085 | 1.5 | 33,734 | 24.8 | 4,013 | 2.9 |
| 24年 | 139,805 | 73,414 | 52.5 | 26,891 | 19.2 | 2,053 | 1.5 | 33,242 | 23.8 | 4,205 | 3.0 |
| 25年 | 137,627 | 72,894 | 53.0 | 25,783 | 18.7 | 1,845 | 1.3 | 31,996 | 23.2 | 5,109 | 3.7 |
| 26年 | 137,258 | 73,138 | 53.3 | 25,564 | 18.6 | 1,984 | 1.4 | 29,758 | 21.7 | 6,814 | 5.0 |
| 27年 | 137,601 | 73,042 | 53.1 | 24,744 | 18.0 | 1,899 | 1.4 | 29,476 | 21.4 | 8,440 | 6.1 |
| 28年 | 138,700 | 73,230 | 52.8 | 24,798 | 17.9 | 2,059 | 1.5 | 28,568 | 20.6 | 10,045 | 7.2 |
| 29年 | 137,194 | 72,032 | 52.5 | 23,875 | 17.4 | 1,933 | 1.4 | 28,145 | 20.5 | 11,209 | 8.2 |
| 30年 | 134,079 | 69,689 | 52.0 | 23,164 | 17.3 | 1,830 | 1.4 | 26,743 | 19.9 | 12,653 | 9.4 |
| 令和元年 | 130,519 | 66,385 | 50.9 | 22,517 | 17.3 | 1,796 | 1.4 | 25,609 | 19.6 | 14,212 | 10.9 |
| 2年 | 124,340 | 59,527 | 47.9 | 22,551 | 18.1 | 1,530 | 1.2 | 25,143 | 20.2 | 15,589 | 12.5 |

(注) 1 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数一事件の種類及び終局区分別(令和2年)

| 区分別 | | 既済総数 | 調停成立 | 調停不成立 | 取下げ | 合意に相当する審判 | 調停に代わる審判 | その他 |
|-----|----------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 総 | 数 | 124,340 (100.0) | 59,527 (47.9) | 22,551 (18.1) | 25,143 (20.2) | 1,530 (1.2) | 9,590 (7.7) | 5,999 (4.8) |
| | 総数 | 75,073 (100.0) | 39,020 (52.0) | 9,601 (12.8) | 15,177 (20.2) | 3 (0.0) | 6,933 (9.2) | 4,339 (5.8) |
| | 夫婦同居・協力扶助 | 62 (100.0) | 6 (9.7) | 24 (38.7) | 24 (38.7) | 0 (0.0) | 1 (1.6) | 7 (11.3) |
| | 婚姻費用分担 | 21,465 (100.0) | 11,545 (53.8) | 2,888 (13.5) | 4,918 (22.9) | 1 (0.0) | 1,100 (5.1) | 1,013 (4.7) |
| | 子の監護に関する処分 | 32,338 (100.0) | 17,459 (54.0) | 4,467 (13.8) | 6,294 (19.5) | 0 (0.0) | 1,909 (5.9) | 2,209 (6.8) |
| | うち監護者の指定 | 2,178 (100.0) | 707 (32.5) | 484 (22.2) | 632 (29.0) | 0 (0.0) | 87 (4.0) | 268 (12.3) |
| | うち養育費 | 16,993 (100.0) | 10,079 (59.3) | 2,187 (12.9) | 2,470 (14.5) | 0 (0.0) | 1,316 (7.7) | 941 (5.5) |
| | うち面会交流 | 11,619 (100.0) | 6,245 (53.7) | 1,438 (12.4) | 2,711 (23.3) | 0 (0.0) | 472 (4.1) | 753 (6.5) |
| | うち子の引渡し | 1,484 (100.0) | 410 (27.6) | 346 (23.3) | 456 (30.7) | 0 (0.0) | 30 (2.0) | 242 (16.3) |
| | 財産分与 | 1,618 (100.0) | 854 (52.8) | 271 (16.7) | 359 (22.2) | 0 (0.0) | 66 (4.1) | 68 (4.2) |
| | 親権者者の指定・変更 | 5,509 (100.0) | 3,151 (57.2) | 436 (7.9) | 1,243 (22.6) | 0 (0.0) | 426 (7.7) | 253 (4.6) |
| | 扶養 | 436 (100.0) | 115 (26.4) | 112 (25.7) | 143 (32.8) | 1 (0.2) | 24 (5.5) | 41 (9.4) |
| | 遺産分割等 | 11,823 (100.0) | 4,946 (41.8) | 1,093 (9.2) | 1,943 (16.4) | 1 (0.0) | 3,170 (26.8) | 670 (5.7) |
| | 寄与分を定める処分 | 583 (100.0) | 245 (42.0) | 164 (28.1) | 80 (13.7) | 0 (0.0) | 68 (11.7) | 26 (4.5) |
| | 特別の寄与に関する処分 | 130 (100.0) | 11 (8.5) | 9 (6.9) | 85 (65.4) | 0 (0.0) | 3 (2.3) | 22 (16.9) |
| | 請求すべき接割合に関する処分 | 961 (100.0) | 640 (66.6) | 100 (10.4) | 69 (7.2) | 0 (0.0) | 133 (13.8) | 19 (2.0) |
| | その他の | 148 (100.0) | 48 (32.4) | 37 (25.0) | 19 (12.8) | 0 (0.0) | 33 (22.3) | 11 (7.4) |
| 一般 | 総数 | 46,356 (100.0) | 29,493 (63.6) | 12,410 (26.8) | 9,301 (20.1) | 1 (0.0) | 2,657 (5.7) | 1,503 (3.2) |
| | 婚姻中の夫婦間の事件 | 39,501 (100.0) | 18,226 (46.1) | 10,044 (25.4) | 7,539 (19.1) | 0 (0.0) | 2,416 (6.1) | 1,276 (3.2) |
| | 婚姻外の男女間の事件 | 137 (100.0) | 40 (29.2) | 43 (31.4) | 51 (37.2) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3 (2.2) |
| | 親族間の紛争 | 1,724 (100.0) | 339 (19.7) | 704 (40.8) | 600 (34.8) | 0 (0.0) | 18 (1.0) | 63 (3.7) |
| | その他の | 4,994 (100.0) | 1,888 (37.8) | 1,619 (32.4) | 1,111 (22.2) | 1 (0.0) | 214 (4.3) | 161 (3.2) |
| | 合意に相当する審判事件 | 2,911 (100.0) | 14 (0.5) | 540 (18.6) | 665 (22.8) | 1,526 (52.4) | 9 (0.3) | 157 (5.4) |

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数－事件の種類別

(家)

| 種別 | 年 | 平成28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 |
|---------|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 別表 第二調停 | 総 数 | 4751 (664) | 5519 (708) | 6936 (940) | 8046 (1081) | 9590 (1242) |
| | 夫婦同居・協力扶助 | 0 (0) | 1 (1) | 1 (2) | 0 (1) | 1 (1) |
| | 婚姻費用分担 | 491 (173) | 628 (183) | 695 (220) | 841 (249) | 1100 (325) |
| | 子の監護に関する処分 | 1111 (251) | 1345 (247) | 1525 (382) | 1764 (428) | 1909 (500) |
| | 財産分与 | 34 (8) | 39 (12) | 32 (11) | 35 (14) | 66 (13) |
| | 親権者者の指定・変更 | 328 (20) | 319 (16) | 309 (22) | 386 (25) | 426 (24) |
| | 扶養 | 15 (1) | 26 (2) | 31 (7) | 20 (12) | 24 (4) |
| | 遺産分割等 | 1897 (146) | 2048 (165) | 2822 (202) | 3096 (236) | 3170 (254) |
| | 寄与分を定める処分 | 34 (13) | 39 (8) | 45 (8) | 73 (4) | 68 (13) |
| | 特別の寄与に関する処分 | - - | - - | - - | 0 (0) | 3 (0) |
| 一般調停 | 請求すべき按分割合に関する処分 | 109 (7) | 110 (10) | 103 (10) | 111 (12) | 133 (11) |
| | 婚姻中の夫婦間の事件 | 604 (37) | 820 (54) | 1186 (63) | 1481 (86) | 2416 (84) |
| | 婚姻外の男女間の事件 | 1 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) |
| | 離婚等に基づく慰謝料 | 1 (0) | 0 (1) | 4 (0) | 4 (1) | 3 (0) |
| | 親族間の紛争 | 12 (0) | 12 (0) | 17 (2) | 20 (2) | 18 (0) |
| 離縁 | | 54 (4) | 66 (2) | 81 (3) | 110 (7) | 146 (5) |

(注) 各欄下段の括弧内の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

| 年 区分 | 総数 | 1月以内 | 3月以内 | 6月以内 | 1年以内 | 2年以内 | 2年を超える | 平均審理期間(月) |
|---------|----------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 平成27年 | 137,601 | 12,295 | 42,598 | 44,608 | 28,843 | 8,267 | 990 | 5.3 |
| | (100.0%) | (8.9%) | (31.0%) | (32.4%) | (21.0%) | (6.0%) | (0.7%) | |
| 28年 | 138,700 | 11,785 | 41,050 | 44,814 | 30,875 | 9,187 | 989 | 5.5 |
| | (100.0%) | (8.5%) | (29.6%) | (32.3%) | (22.3%) | (6.6%) | (0.7%) | |
| 29年 | 137,194 | 11,223 | 38,854 | 43,825 | 32,310 | 9,847 | 1,135 | 5.8 |
| | (100.0%) | (8.2%) | (28.3%) | (31.9%) | (23.6%) | (7.2%) | (0.8%) | |
| 30年 | 134,079 | 10,788 | 36,048 | 41,911 | 33,020 | 11,046 | 1,266 | 6.0 |
| | (100.0%) | (8.0%) | (26.9%) | (31.3%) | (24.6%) | (8.2%) | (0.9%) | |
| 令和元年 | 130,519 | 10,107 | 33,773 | 40,170 | 32,888 | 12,142 | 1,439 | 6.3 |
| | (100.0%) | (7.7%) | (25.9%) | (30.8%) | (25.2%) | (9.3%) | (1.1%) | |
| 2年 | 124,340 | 9,121 | 25,327 | 35,462 | 37,422 | 15,186 | 1,822 | 7.2 |
| | (100.0%) | (7.3%) | (20.4%) | (28.5%) | (30.1%) | (12.2%) | (1.5%) | |

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

| 年 区分 | 平成23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | |
|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 既済事件 | 全調停事件 | 4.8 | 4.9 | 5.2 | 5.3 | 5.3 | 5.5 | 5.8 | 6.0 | 6.3 | 7.2 |
| | 別表第二調停 | 5.2 | 5.2 | 5.5 | 5.7 | 5.7 | 5.8 | 6.0 | 6.4 | 6.7 | 7.5 |
| | 別表第二以外の調停 | 4.5 | 4.5 | 4.8 | 5.0 | 5.0 | 5.1 | 5.4 | 5.6 | 5.7 | 6.7 |
| 未済事件 | 全調停事件 | 4.9 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 5.1 | 5.2 | 5.4 | 5.6 | 5.9 | 6.8 |
| | 別表第二調停 | 5.7 | 5.8 | 5.7 | 5.6 | 5.6 | 5.7 | 5.9 | 6.2 | 6.4 | 7.3 |
| | 別表第二以外の調停 | 3.9 | 3.9 | 4.1 | 4.2 | 4.2 | 4.4 | 4.6 | 4.7 | 5.1 | 5.9 |

(注) 「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(令和2年)

| 裁判所 | 新受 | 既済 | 未済 | |
|----------------|-------------|--|---|---|
| 総数 | 4,272 | 4,153 | 1,353 | |
| 東横いいたす水宇前静甲長新都 | 京浜ま葉戸宮橋岡府野潟 | 539 98 40 76 30 15 27 87 14 19 8 | 480 86 38 66 33 14 22 81 11 20 11 | 452 59 17 31 13 4 10 16 4 5 9 |
| | 大阪都神奈大和歌 | 596 172 242 47 28 13 | 599 164 237 48 31 14 | 259 59 41 11 5 3 |
| | 名古屋岐福金富 | 295 82 37 31 40 12 | 296 82 37 30 39 13 | 92 7 12 5 8 4 |
| | 広島山岡鳥松 | 22 41 36 8 4 | 23 37 31 7 5 | 5 12 11 3 1 |
| | 福佐長大熊鹿宮那 | 806 43 78 45 90 66 35 91 | 817 42 76 47 82 71 33 87 | 31 1 4 1 19 8 5 11 |
| | 仙福山盛秋青 | 70 46 6 14 17 6 | 79 43 2 13 15 6 | 9 11 5 4 3 3 |
| | 札函旭釧 | 87 8 15 11 | 83 8 15 11 | 47 0 1 3 |
| | 高徳高松 | 17 16 26 20 | 14 15 21 18 | 8 8 6 7 |

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(令和2年)

| 裁判所 | 新受 | 既済 | 未済 |
|------|--------|--------|-------|
| 総 数 | 26,390 | 26,515 | 8,713 |
| 東京 | 4,736 | 4,698 | 1,863 |
| 横浜 | 1,087 | 1,040 | 509 |
| さいたま | 705 | 709 | 297 |
| 千葉 | 795 | 752 | 332 |
| 水戸 | 369 | 368 | 125 |
| 宇都宮 | 298 | 311 | 86 |
| 前橋 | 288 | 288 | 99 |
| 静岡 | 718 | 672 | 211 |
| 甲府 | 173 | 178 | 55 |
| 長野 | 379 | 386 | 97 |
| 新潟 | 294 | 340 | 88 |
| 大阪 | 2,551 | 2,472 | 1,284 |
| 京都 | 611 | 631 | 239 |
| 神戸 | 1,056 | 1,093 | 387 |
| 奈良 | 163 | 150 | 79 |
| 大津 | 293 | 331 | 67 |
| 和歌山 | 151 | 158 | 62 |
| 名古屋 | 1,613 | 1,613 | 467 |
| 岐阜 | 326 | 342 | 84 |
| 福井 | 363 | 368 | 116 |
| 金沢 | 179 | 188 | 34 |
| 富山 | 199 | 195 | 43 |
| 高岡 | 252 | 235 | 88 |
| 島原 | 409 | 401 | 128 |
| 口山 | 265 | 261 | 77 |
| 岡山 | 530 | 534 | 159 |
| 鳥取 | 113 | 103 | 36 |
| 松江 | 116 | 91 | 35 |
| 福岡 | 1,402 | 1,542 | 202 |
| 佐賀 | 122 | 129 | 21 |
| 長崎 | 264 | 290 | 36 |
| 大分 | 383 | 415 | 74 |
| 熊本 | 356 | 365 | 74 |
| 鹿児島 | 312 | 316 | 43 |
| 宮崎 | 309 | 305 | 35 |
| 那覇 | 439 | 424 | 136 |
| 仙台 | 525 | 531 | 170 |
| 福島 | 429 | 419 | 99 |
| 山形 | 196 | 219 | 35 |
| 盛岡 | 229 | 230 | 61 |
| 秋田 | 160 | 194 | 18 |
| 青森 | 202 | 210 | 45 |
| 札幌 | 645 | 618 | 214 |
| 函館 | 68 | 66 | 19 |
| 旭川 | 111 | 128 | 17 |
| 釧路 | 138 | 156 | 23 |
| 高松 | 278 | 291 | 56 |
| 徳島 | 239 | 252 | 49 |
| 高知 | 195 | 168 | 59 |
| 松山 | 356 | 339 | 80 |

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(令和2年)

| 裁判所 | 新 受 | 既 濟 | 未 濟 |
|------|---------|---------|--------|
| 総 数 | 130,937 | 124,340 | 77,211 |
| 東京 | 14,543 | 13,506 | 10,717 |
| 横浜 | 8,970 | 7,957 | 6,417 |
| さいたま | 6,893 | 5,832 | 5,143 |
| 千葉 | 6,145 | 5,492 | 3,893 |
| 水戸 | 2,927 | 2,798 | 1,516 |
| 宇都宮 | 2,004 | 1,973 | 961 |
| 都橋 | 2,185 | 2,022 | 1,267 |
| 前橋 | 4,092 | 3,931 | 2,036 |
| 岡府 | 943 | 829 | 522 |
| 甲府 | 1,980 | 2,020 | 1,094 |
| 長野 | 1,813 | 1,819 | 917 |
| 新潟 | | | |
| 大阪 | 9,044 | 7,775 | 6,845 |
| 京都 | 2,612 | 2,602 | 1,541 |
| 神戸 | 5,706 | 5,309 | 3,535 |
| 奈良 | 1,385 | 1,223 | 1,042 |
| 大津 | 1,523 | 1,546 | 790 |
| 和歌山 | 946 | 952 | 530 |
| 名古屋 | 8,083 | 7,922 | 4,516 |
| 津 | 1,837 | 2,052 | 765 |
| 岐阜 | 2,063 | 2,058 | 1,138 |
| 福井 | 732 | 688 | 366 |
| 金沢 | 1,123 | 1,068 | 497 |
| 富山 | 1,026 | 1,053 | 370 |
| 広島 | 3,119 | 2,986 | 1,764 |
| 山口 | 1,440 | 1,469 | 745 |
| 岡山 | 2,334 | 2,158 | 1,285 |
| 鳥取 | 565 | 645 | 294 |
| 松江 | 595 | 606 | 260 |
| 福岡 | 5,605 | 5,447 | 2,894 |
| 佐賀 | 957 | 890 | 453 |
| 長崎 | 1,230 | 1,260 | 556 |
| 大分 | 1,249 | 1,243 | 552 |
| 熊本 | 2,005 | 1,873 | 1,101 |
| 鹿児島 | 1,689 | 1,690 | 808 |
| 宮崎 | 1,230 | 1,367 | 491 |
| 那覇 | 1,939 | 1,869 | 898 |
| 仙台 | 2,433 | 2,475 | 1,156 |
| 福島 | 1,980 | 2,167 | 740 |
| 山形 | 1,074 | 943 | 570 |
| 盛岡 | 1,190 | 1,166 | 495 |
| 秋田 | 724 | 703 | 303 |
| 青森 | 1,159 | 1,175 | 441 |
| 札幌 | 3,622 | 3,725 | 1,932 |
| 函館 | 445 | 403 | 192 |
| 旭川 | 669 | 636 | 310 |
| 釧路 | 950 | 912 | 353 |
| 高松 | 1,103 | 1,173 | 576 |
| 徳島 | 830 | 770 | 507 |
| 高知 | 713 | 659 | 365 |
| 松山 | 1,513 | 1,503 | 752 |

民事調停委員の技能向上に係る取組

O J T

補完

各種研修制度

最高裁委嘱の研修

各庁の自主研修

調停協会主催の研修

実務経験
↓

① 新任民事調停委員研修会

導入研修 新任又はこれに準ずる者

② 新任民事調停委員ケース研究会

新任調停委員のフォローアップ

1件以上の事件処理経験のある者(①に参加した者)

③ 民事調停委員研究会

中堅へのステップアップ

2, 3年程度の実務経験を有する者

④ 民事調停委員ケース研究会

中核的研修 中堅(③に参加した者)

⑤ 簡易裁判所民事実務研究会

民事調停事件の手続運営の在り方について検討する研究会

各庁において指導的・中心的役割を果たしている者

アンケート結果

1 本取組による調停運営の在り方の変化とそれに対する調停委員としての受け止めについて

(1) 本取組を受けて、所属庁の期日の持ち方や所要時間、事情聴取・調整を中心とした調停手続の進め方等、調停運営の在り方は具体的にどのように変化しましたか。

(アンケート結果)

以下のような点が挙げられた。

【期日の持ち方、所要時間】

- 期日の所要時間の短縮、終了予定時刻の当事者との共有
- 午後2枠制の採用
- 電話会議の活用
- 2期日指定の活用
- (調停室の三密回避のための)別室調停の活用

【メリハリのある事情聴取・調整】

- 進行モデル(進行フローチャート図等)の作成・活用
- ホワイトボードの活用(争点を視覚化し、当事者と認識共有することで、ポイントを絞った事情聴取を実現)
- 当事者に事前に主張書面や裏付資料を提出させることで、争点を明確化

【第1回期日前・期日間準備の充実】

- 第1回期日前の必要資料(収入資料等)の提出の促し(初回期日通知書に必要資料の提出を促す書面を同封する等)
- 次回期日までの準備・検討事項の明確化、提出期限の設定の徹底

【期日回数も含めた手続進行の見通しの共有】

- 一定の事件類型(養育費・婚姻費用分担事件等)について、期日の回数に一定の目標を定め、当事者と共有の上、計画的な進行を図る。
- 事件類型別の進行モデルをより意識した計画的な進行

【評議の充実】

- (限られた時間の中での効率的な進行を図るために)評議の充実化が行われている(①全件評議の実施、②事前評議の充実、③書面評議の充実等)。
- 評議連絡票の活用等による評議待ち時間の短縮

【その他】

- 合理的で充実した調停運営の実現のため、職種間の連携が一層図られている。
 - 当事者双方に代理人が就いている事案について、期日間における当事者間の交渉の促進
- (2) (1)の具体的な変化等を踏まえ、調停委員として本取組についてどのように感じてい

ますか。裁判所側からの本取組についての説明の内容やそれに対する調停委員としての受け止め、本取組に対する疑問や不安、期待、納得感等、率直な感想や考えを記載してください。

(アンケート結果)

- 新型コロナウイルス感染症の感染対策が必要な現状を踏まえると、取組 자체は当然である、納得できる、やむを得ないという意見が多かったほか、本取組に対しては、積極的な意義を認める観点から以下のような意見があった。
 - ・ 状況が変わっているのであるから、調停運営も変わるのは当然である。
 - ・ 裁判所側からは、本取組の趣旨について、新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応のみならず、調停運営の在り方を利用者のニーズや時代の変化に耐え得るものにするためのものであるとの説明があった。
 - ・ 期日の短時間化・効率化と当事者の気持ちに寄り添う調停運営とのバランスをとる方法を、実践の中で探っていくかなければならず、本取組は、きっかけは新型コロナウイルス感染症であるが、同感染症終息後も継続すべき取組である。
 - ・ 調停運営の在り方を改善する取組は調停委員の心構えに通じるもので、原点に立ち返り調停に向き合う機会になった。
 - ・ 期日の所要時間の短縮を克服することが一つの契機となり、効果的・効率的な新たな調停運営の方法を目指すことにつながっている。
 - ・ 期日の所要時間の枠が設定されることで、時間を意識するようになり、期日を充実させ、迅速な調停運営を意識できるようになった。実際に、以前よりも短時間で終了する事件の数が増えた。
- 他方で、本取組に対する懸念や不安として、以下のような意見も相当数あった。
 - ・ 実情として、短縮された予定所要時間内で調停を終えることは難しい（終えられるか不安がある）。特に、初回期日は困難である。
 - ・ 午後2枠では慌ただしくなる。
 - ・ 期日時間の短縮により、当事者に話を聞いてもらえていないなどの不満を持たれるおそれがある。当事者との信頼関係が築けない。
 - ・ 調停における期日の時間短縮と効率的進行について、必要性は理解するが、具体的にどう変えていけばよいか分からず不安である。
 - ・ 別室調停の活用については、双方とも代理人のみが出席する場合など、出席者が少人数かつ同席可能な事案か否かについて、調停委員と書記官室との間で共有し、調停室の予約の際に1室のみ予約するか2室予約するか（別室調停とするか否か）を選別するなど、工夫の余地があるのでないか。
 - ・ 計画的進行の必要性は理解しているが、実際の調停運営は進行モデルのようには進行できずにいる。
 - ・ 電話会議では、調停委員の情報が相手方にどのように伝わっているか分かりづらい。

表情が見られないなど、得られる情報が少なく、当事者の真意の把握、信頼関係の構築が困難である。本人確認が難しく、当事者以外の関与がないかどうかや、録音されていないかなどの不安がある。対面での期日以上に神経を使い疲れる。(特に代理人の就いていない)当事者への次回までの準備事項の説明が口頭になるため、準備不足が起きている。電話会議による事情聴取に関する研修が必要。

- ・ 双方代理人間の期日間の交渉の促しについて、調停委員会として、双方の主張を他方に伝達するだけで、相違点の調整の視点の示唆をすることなく期日間の調整を求めるなど、調停手続を利用していることの意味が失われるような促しになっていないか、調停委員会の力量が問われていると感じる。
- また、本取組の趣旨・内容等についての裁判所から調停委員・調停協会に対する説明に關し、説明書面の交付、研修や説明会における説明、裁判所と調停委員との意見交換会の実施、本取組に関する調停委員の受け止め等についてのアンケートの実施の例等が紹介された。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、裁判所と調停委員との間の意見交換の機会に制約が生じているため、情報の共有化が図りにくく、本取組の趣旨等について調停委員の理解が必ずしも得られていない、調停委員全員に浸透していないという意見や、本取組の趣旨等に関する調停委員の共通認識の醸成のために、調停委員も加えた意見集約・検討の場の設置を求める意見もあった。

2 調停の本質・利点や利用者のニーズについて

(1) 調停の本質や利点とはどのようなものだと考えますか。

(アンケート結果)

以下のような意見があつた。

- ・ 調停の本質は、勝ち負けを決めるのではなく、当事者の合意に基づく紛争解決手法である。
- ・ 調停では、丁寧に当事者の話を聞くこと（傾聴）により、当事者の心情の安定と信頼関係の形成を図り、当事者の合意を図ることができるため、①納得性の高い解決が可能となる、②当事者の主体的な問題解決が図れる、③当事者が先に進むための力になる、④未来志向の解決が図れる、⑤実情に即した柔軟な解決が可能となる、⑥履行可能性が高い。
- ・ 裁判所という公平中立な機関による関与があるという安心感がある。
- ・ 調停委員を含む関係職種がそれぞれの強みを活かし、連携して関与
- ・ 調停調書には法的な効力がある（それに基づく強制執行が可能）。
- ・ 訴訟に比べて手續が簡易であり、短期間の解決が可能となり、費用も低額である。
- ・ 非公開のためプライバシーが守られる。
- ・ 相手方と顔を合わせず安全に手續を進められる。

(2) 調停の利用者が調停手続に期待しているもの（ニーズ）はどのようなものだと考えま

すか。また、利用者のニーズは、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含めて、時代や社会情勢等により変化していると感じますか。変化があると感じる場合には、どのように変化していると感じますか。

(アンケート結果)

- 利用者のニーズについては、公平中立な第三者が介入し、十分に双方の話を聴くことにより、対立を緩和し、合意による問題解決を図れるところにあり、それについては時代や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による変化はないという意見が多くあった。
- ただし、時代や社会的情勢による変化として、以下のようない見もあった。
 - ・ 利用者のニーズとしては、従来から、調停委員の良識や条理に加えて、法的観点をも踏まえた合理的な解決へのニーズがあったが、権利意識の高まりや価値観の多様化、インターネットの普及による法的知識の入手の容易化等により、法的観点からの解決への志向が強まっている。
 - ・ 上記権利意識の高まり等により、当事者双方とも自らの主張を譲らず、対立が激化する事案が増えている。調停委員に対し、自らの主張への共感を強く求める当事者が増えている。
 - ・ 迅速性や早期解決へのニーズが高まっている。
 - ・ 少子化や男性の積極的な育児参加などの影響により親権や面会交流などの子に関する紛争が多くなったと感じる。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う変化として、①面会交流事件において、感染の恐れを理由に、監護権者が面会に消極的になったり、面会の在り方について検討、調整したりする必要が生じている、②経済情勢の悪化に伴って金銭が絡む事件（婚姻費用、養育費）が増加し、速やかな解決が求められている、③調停期日の指定や出頭の確保に難航したり、非接触型の調停実施を求められたりすることが増えた、④ウェブ会議による調停へのニーズも高まっている。
- その他、利用者のニーズ（迅速、適正、納得）は、事案（経済事件か子を巡る事件か等）によって、内容や重み付けの程度が多様化し、調停委員は常にアンテナを立て、それぞれの事案における当事者のニーズを敏感に察知しながら調停を行う必要があるとの意見もあった。

(3) (1)及び(2)で挙げたそれぞれの調停の本質・利点や利用者のニーズについて、担当する事件の調停運営に当たって具体的にどのように活かしていますか。

(アンケート結果)

以下のような意見があった。

- ・ 当事者と信頼関係を築くため、当事者の話をじっくり聴いて、当事者の思いやニーズを引き出すよう心掛けている。
- ・ 主張の整理→争点・ニーズについての共通認識の形成→合意形成という進行過程において、双方のニーズを的確に受け止め、その上で進行の方向性を全員で確認、共有

し、解決に向けた様々なゴールへの道も提示しつつ、当事者の主体的な合意を目指すよう促している。

- ・ 進行モデルを参考に計画的に進行し、見通しを当事者とも共有していくことで、迅速な解決とともに、当事者自身の主体的な解決意欲を引き出し、納得性の高い紛争解決を実現していくことが大切である。
- ・ 個別事情に即した柔軟な解決が図れるなどの調停のメリットや、訴訟となった場合の見通し等を当事者に説明し、調停での解決意欲を引き出し、調停での解決を目指している。
- ・ 公平中立を保つため、双方に対し、相手の話を受け止め、否定したりこちらの考えを押し付けたりしないことを意識している。
- ・ 聴取時間等も、双方の公平性を意識する。
- ・ 積極的に評議を活用し、調査官の関与も得て、関係職種の連携を図っている。
- ・ 裁判官との評議を積極的に活用し、ポイントを絞った事情聴取等、効率的な進行を図るとともに、必要に応じて評議に基づく調停委員会の心証を開示し、場合によっては裁判官に直接説明してもらうことで、当事者の主体的な紛争解決の後押しをしている。
- ・ 有効な場合は同席調停を活用している。

3 メリハリのある事情聴取・調整の在り方、課題、克服策等について

- (1) 事情聴取・調整の場面において、「傾聴」が重要な要素として挙げられることが多いと思われますが、「傾聴」の意義や目的は何だと考えますか。

(アンケート結果)

以下のような意見があった。

- ・ 当事者の気持ちに寄り添って聴くことで、当事者に「聞いてもらえた」と思ってもらい、安心感、信頼感を持ってもらうことであり、これにより、①当事者の真意を引き出すこと、②当事者の不満や不安が解消されること、③当事者に「気付き」（自分の主張や課題の客観視、相手との主張の差の理解）を得させ、当事者自身が主体的に解決しようという意欲を引き出すことができる。
- ・ 利用者が自らの問題にきちんと向き合い、気付きを得て、自ら解決しようという意欲に目覚めるよう、目的意識を持って話を聴いていくことである。
- ・ 限られた時間軸の中で、当事者間の合意形成を目標とするものであり、いわゆるカウンセリング等での「傾聴」とは異なる。そのエッセンスは、当事者の主張や感情をニュートラル・フラットに聴取する過程で、合意形成に必要な要素を抽出し、調停における参加者が共通に理解できるよう、整理し示していくことである。

- (2) (1)の意義や目的に照らして、調停手続での「傾聴」とは具体的には何をすることだと考えますか。

(アンケート結果)

以下のような意見があった。

- まずは当事者に語らせ、その際に、当事者の話を遮ったり否定したりせず、受け止めて、じっくりと聞くこと。
なお、この点について、結果として争点と直接関係のない話を聞くことになる場合も多いが、「傾聴」の一場面として決しておろそかにしてはいけないとしつつ、この意味での「傾聴」は当初の段階にとどめるのが妥当であるとの意見もあった。
- 当事者を尊重し、当事者の話に興味を持って聴き、理解しようと努めること
- 相手に対する感情など、主張以外の情報もできるだけ多く収集し、紛争の原因や当事者の本音を見極め、当事者の求めていることを適切に把握すること
- 相手方への感情的な不満や不信感を述べるだけの場ではないことを理解してもらい、初回期日には十分傾聴し、次回からは、問題解決につながる話し合いにするメリハリが必要
- 目的意識を持って当事者の話を聴き、整理し、自らが気付けるようにすること
- 当事者の主張・言い分（感情面も含め）を、法的枠組みに照らしつつ、整理・明示化し、当事者に自分の主張についてのより深い理解を促し、主体的な紛争解決の自覚と意欲を引き出すこと

(3) 的確で効果的な事情聴取・調整の実現のために各庁で様々な取組がなされていると承知していますが、その具体的な取組について、当事者の受け止めも含め、調停委員から見た効果・課題や考えられる当該課題の克服策を記載してください。

(アンケート結果)

以下のような意見や取組の紹介があった。

【期日の持ち方、所要時間】

- 当事者に期日の所要時間の目安を伝えることにより、当事者がポイントを絞って話をするようになっている。
- 期日の進行予定（時間配分、聴取事項、終了予定期刻）を当事者との間で共有することにより、期日が充実し、当事者の納得性を高めることにつながっている。
- 電話会議を利用しての調停の実施、対象の拡大が図られており、日程調整がしやすくなったり、当事者が調停に参加しやすくなるといった効果がある。

※ 他方で、実施対象の選定や、本人確認の方法等の実施方法のマニュアル化、電話会議による調停に関する研修実施などが必要であるとの意見があった。また、電話会議では、進行フローチャート図等の視覚化ツールが使えないことから、当事者への事前配布や、裁判所ウェブサイトへの掲載と周知が必要であるとの意見もあった。

【メリハリのある事情聴取・調整】

- 争点や聴取のポイントをより意識した事情聴取が行われるようになった。
- ※ 他方で、当事者の話にうまく介入できずに長時間話を聞くこともあるとの意見もあった。これについて、評議等により聴取のポイントをしっかりと絞って調停に臨み、

当事者とも共有することにより、当事者もポイントに沿った話合いに応じてくれるようになるとの意見もあった。

- ・ 事件類型別の進行モデルを作成・活用し、それに沿って事情聴取をすれば、紛争解決に必要な情報はほとんど漏れなく聴取できる。
- ・ ホワイトボードを活用して説明や主張の整理を行うことで、争点を絞り込め、ポイントを絞った聴取が可能になるとともに、当事者の理解を助けることができ、事情聴取の時間短縮につながることもある。

※ 他方で、調停委員の負担が大きい（まとめるのに時間がかかる）という意見もあった。その克服策として、ポイントのみを記載するようにしたり、書記官が記載例を含むホワイトボードの活用方法に関するレジュメを作成して、調停委員に配布しているとの紹介があった。

- ・ 期日の冒頭で当事者に対し、数分で前回のおさらいと今日の課題を伝えている。進行状況に応じて、15分程度の短時間で当事者に交代してもらうことなどにより、より多くの課題の整理と効率的な進行を図っている。
- ・ 新しい面会交流調停の手引として「基本的なステップ」が明示され、「課題の把握シート」が活用されることになり、事情聴取する内容が明確になったが、聴取結果に基づく他職種と課題の共有や、使い慣れないことによる活用の少なさが課題である。
- ・ 動画の（事前）視聴とそれに基づく親ガイダンスの実施により、子の福祉への当事者の理解が深まり、解決に向けた意欲が引き出され、効果的である。

【第1回期日前・期日間準備の充実】

- ・ 期日間の資料提出の促しの励行により、期日の空転が少なくなっている。

※ 他方で、未提出、未記入のこともあり、利用者への周知と、当事者に対し資料の目的・内容（手続全体の進行の見通しの中での位置付けを含む。）について丁寧な説明により理解を求めることが、提出状況についてチェックし、督促ができる体制の整備が必要であるとの意見や、主張書面の提出（特に直送）による紛争の激化を懸念する意見もあった。

- ・ 次回期日までの準備・検討事項や提出期限について、当事者自身に記入してもらう連絡票用紙を活用しており、当事者との情報共有に加え、当事者の主体的な紛争解決の自覚や意欲を高めるのに役立っている。

【期日回数も含めた手続進行の見通しの共有】

- ・ 養育費・婚姻費用分担事件について、期日回数に目標を設定し、当事者と共有の上、事前に経済資料を提出させて、第2回調停期日での調停成立を目指すこととした。
- ・ 遺産分割調停では、付随問題については、一定の期日回数で結論を出すあるいは遺産分割調停とは切り離すことにより、長期化回避につながった。

【評議の充実】

- ・ 評議の充実（こまめな評議、書面評議の活用、全件評議の実施等）により、聴取のポ

イントや進行の方針・状況についての認識共有が進み、効果的な事情聴取・調整を行うことができ、効率的な調停運営に繋がっている。

※ 他方で、評議の待ち時間が長くなることがあるとの意見があった。

【関係職種の効果的な関与・連携】

- 一層の調査官関与と調査のタイムリーな活用を図る。調査官の専門的知見を活かした関与があることで、当事者の自らの課題への理解が深まったり、紛争解決意欲が高まつたりする。

【研修・採用】

- 調停委員のスキル向上を目指して研修の充実（裁判官による法律に関する研修、調査官による面接技法に関する研修、ケースを使った研修、ロールプレイを用いた研修など）が図られており、自己研さんの場となっている

※ 他方で、それでもなお対応が難しい場合もあるため、調停委員会、書記官、調査官が連携することが必要と思われるとの意見や、研修参加者が固定化されているのではないかという意見もあった。

- 短時間で当事者が満足し、自主的な紛争解決意欲を持てるような効果的な事情聴取・調整の実現には、調停委員として「傾聴力」をさらに磨く必要があるが、そのためには、調停の期日ごとに良かった点・問題点・改善点を洗い出し、次に活かしていく「振り返り」をすることも一つの方法と考える。
- 調整能力、コミュニケーション能力、ジェンダー意識等、調停委員に求められるものが増える中で、調停委員自身が、自分のこれまでの経験を活かしながらも、さらにスキルアップを図ろうという意識が必要である。
- 調停委員として十分な資質、能力を有する方には、70歳以上でも引き続き担ってもらえるよう、任期延長の対象者を増やしたり、該当者への事前通知を、期間に余裕をもって行うなどの仕組み作りが大切だと考えている。

【その他】

- 当事者対応で苦労したときに、調停委員自身のメンタルヘルスケアが必要であり、調停終了時にねぎらいの言葉を一言お願いしたい。

以上